

# 栃木県災害廃棄物 対応マニュアル

令和2（2020）年6月

栃木県環境森林部廃棄物対策課

## 【目次】

### 第1章 総則

- 1 目的 . . . . . p 1
- 2 マニュアルの位置づけ . . . . . p 1
- 3 災害廃棄物の処理体制 . . . . . p 1
  - (1) 廃棄物対策課・環境森林事務所等の役割 . . . . . p 1
  - (2) 内部組織体制（県災害対策本部） . . . . . p 2
- 4 マニュアルの見直し . . . . . p 4

### 第2章 災害時の対応

- 1 組織体制の構築 . . . . . p 5
  - (1) 職員の安否確認 . . . . . p 5
  - (2) 参集見込みの確認 . . . . . p 5
  - (3) 組織体制の検討 . . . . . p 5
  - (4) 連絡手段の確認 . . . . . p 5
  - (5) 移動手段の確保 . . . . . p 5
- 2 情報収集・提供 . . . . . p 6
  - (1) 災对本部情報の収集 . . . . . p 6・7
  - (2) 参考情報の提供 . . . . . p 6
  - (3) 聞き取り調査 . . . . . p 6・7
  - (4) 現場パトロール . . . . . p 6・7
  - (5) 関係者との情報共有 . . . . . p 6・7
  - (6) 住民等への広報 . . . . . p 6・7
  - (7) 余力調査 . . . . . p 7
- 3 支援・受援体制の構築 . . . . . p 8
  - (1) 民間事業者団体との調整 . . . . . p 8
  - (2) 受援体制の構築 . . . . . p 8
  - (3) 支援の調整・斡旋 . . . . . p 9
  - (4) 市町等と民間処分事業者間での協議 . . . . . p 9
- 4 損壊家屋等の解体撤去支援 . . . . . p10
  - (1) 公費解体に係る説明会の開催 . . . . . p10
  - (2) 公費解体に係る参考単価の提示 . . . . . p10
- 5 災害報告書の作成支援 . . . . . p11
  - (1) 補助金説明会の開催 . . . . . p11
  - (2) ヒアリング . . . . . p11
  - (3) 模擬査定 . . . . . p11
  - (4) 災害査定 . . . . . p12
- 6 処理業務の進捗管理 . . . . . p12
  - (1) 県災害廃棄物処理実行計画・処理方針の策定 . . . . . p12
  - (2) 処理の進捗管理 . . . . . p12

## 【資料一覧】

- 【資料 1】 災害時参集予定表
- 【資料 2】 栃木県災害廃棄物連絡窓口
- 【資料 3】 発生推計量及び仮置場面積算出式
- 【資料 4】 市町・一部事務組合の対応状況
- 【資料 5】 パトロールの実施方法
- 【資料 6】 災害時余力調査表
- 【資料 7】 災害廃棄物の仮置場（搬入先）の状況
- 【資料 8-1】 災害廃棄物等処理実施要領手続きフロー図
- 【資料 8-2】 災害廃棄物等処理実施要領
- 【資料 9】 支援要請フォーマット（全都清用）
- 【資料 10】 災害等報告書確認表
- 【資料 11】 査定会場イメージ図
- 【資料 12-1】 栃木県災害廃棄物処理方針の概要
- 【資料 12-2】 栃木県災害廃棄物処理方針
- 【資料 13-1】 災害廃棄物処理の進捗状況
- 【資料 13-2】 損壊家屋の撤去状況
- 【資料 13-3】 仮置場の運営状況
- 【資料 14】 チェック表

# 栃木県災害廃棄物対応マニュアルの概要

R2(2020).6 環境森林部廃棄物対策課

## 1 総則

- 目的：令和元年東日本台風の経験から得られた教訓等を活かし、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物処理について、その処理主体である市町に対して県が実施すべき支援等の必要な事項に関する具体的な対応方法を示すことにより、災害時の適正かつ迅速な廃棄物の処理に資することを目的とする。
- 位置づけ：「栃木県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害廃棄物処理に関する県（廃棄物対策課及び各環境森林（管理）事務所）の具体的な役割と対応を示す。
- 処理体制
  - ・ 廃棄物対策課：広域連携、進捗管理
  - ・ 環境森林（管理）事務所：被災市町への技術的支援、現地確認
- マニュアルの見直し：上位計画等の見直しや、今後実施する訓練や実際の災害対応から得られる課題等を踏まえ、必要に応じて、随時マニュアルの見直しを行う。

## ○ 内部組織体制

廃棄物対策課			環境森林(管理)
総務担当	調整担当	市町支援担当	事務所
・ 庁内、関係機関との連携・調整 ・ 進捗管理 ・ 広報等 ・ 事務受託の調整 ・ 県処理実行計画・処理方針の策定	・ 民間事業者団体との連携・調整	・ 被害情報及び支援ニーズの把握 ・ 技術的支援・助言 ・ 公費解体支援 ・ 国庫補助事務 ・ 市町処理実行計画策定支援	・ 被害情報及び支援ニーズの把握 ・ 技術的支援・助言

## 2 災害時の対応

平日深夜(0時)時に地震により発災した場合を想定

発災	1 組織体制の構築	2 情報収集・提供	3 支援・受援体制の構築	4 損壊家屋等の解体撤去支援	5 災害報告書の作成支援	6 処理業務の進捗管理	市町の行動(想定)
初動期	(1) 職員の安否確認 (2) 参集見込みの確認 (3) 組織体制の検討 (4) 連絡手段の確認 (5) 移動手段の確保	(1) 災対本部情報の収集 (2) 参考情報の提供 (3) 聞き取り調査 (4) 現場パトロール					(1) 安全確保及び庁内の体制整備 (2) 被害状況の把握 (3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保
	12h	(5) 関係者との情報共有 (6) 住民等への広報	(1) 民間事業者団体との調整 (2) 受援体制の構築				(4) 仮置場の確保 (5) 災害廃棄物の回収戦略の決定
応急対応期	(1) 職員の安否確認 (2) 参集見込みの確認 (3) 組織体制の検討 (4) 連絡手段の確認 (5) 移動手段の確保	(1) 災対本部情報の収集 (3) 聞き取り調査 (4) 現場パトロール (7) 余力調査					(6) 住民への周知 (7) 仮置場の設置・運営
	24h	(5) 関係者との情報共有 (6) 住民等への広報	(3) 支援の調整・斡旋				
	(1) 職員の安否確認 (2) 参集見込みの確認 (3) 組織体制の検討 (4) 連絡手段の確認 (5) 移動手段の確保	(1) 災対本部情報の収集 (3) 聞き取り調査 (4) 現場パトロール	(4) 市町等と民間処分事業者間での協議 支援・受援体制の継続	(1) 公費解体に係る説明会の開催 (2) 公費解体に係る参考単価の提示	(1) 補助金説明会の開催 (2) ヒアリング (3) 模擬査定 (4) 災害査定	(1) 県災害廃棄物処理実行計画・処理方針の策定 (2) 処理の進捗管理	(8) 災害廃棄物処理体制の確立
	36h	(5) 関係者との情報共有 (6) 住民等への広報					
	48h	情報収集・提供の継続					
	2週						
	1ヵ月						

# 第1章 総則

## 1 目的

本マニュアルは、令和元年東日本台風の経験から得られた教訓等を活かし、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物処理について、処理主体である市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）に対して県が実施すべき支援、関係機関との連携等の必要な事項に関する具体的な対応方法を示すことにより、災害時の適正かつ迅速な廃棄物の処理に資することを目的とする。

## 2 マニュアルの位置づけ

本マニュアルは「栃木県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害廃棄物処理に関する県（廃棄物対策課及び各環境森林（管理）事務所（以下「環境森林事務所等」という。））の具体的な役割と対応を示す。

## 3 災害廃棄物の処理体制

### (1) 廃棄物対策課・環境森林事務所等の役割

#### ア 廃棄物対策課の役割

- ・ 県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力体制の構築
- ・ 県内における処理全体の進捗管理
- ・ 被災の状況から市町単独での処理が困難な場合、被災規模に応じ、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

#### イ 環境森林事務所等の役割

- ・ 被災市町に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援
- ・ 現地における被災状況の確認

(2) 内部組織体制（県災害対策本部（以下「災対本部」という。）

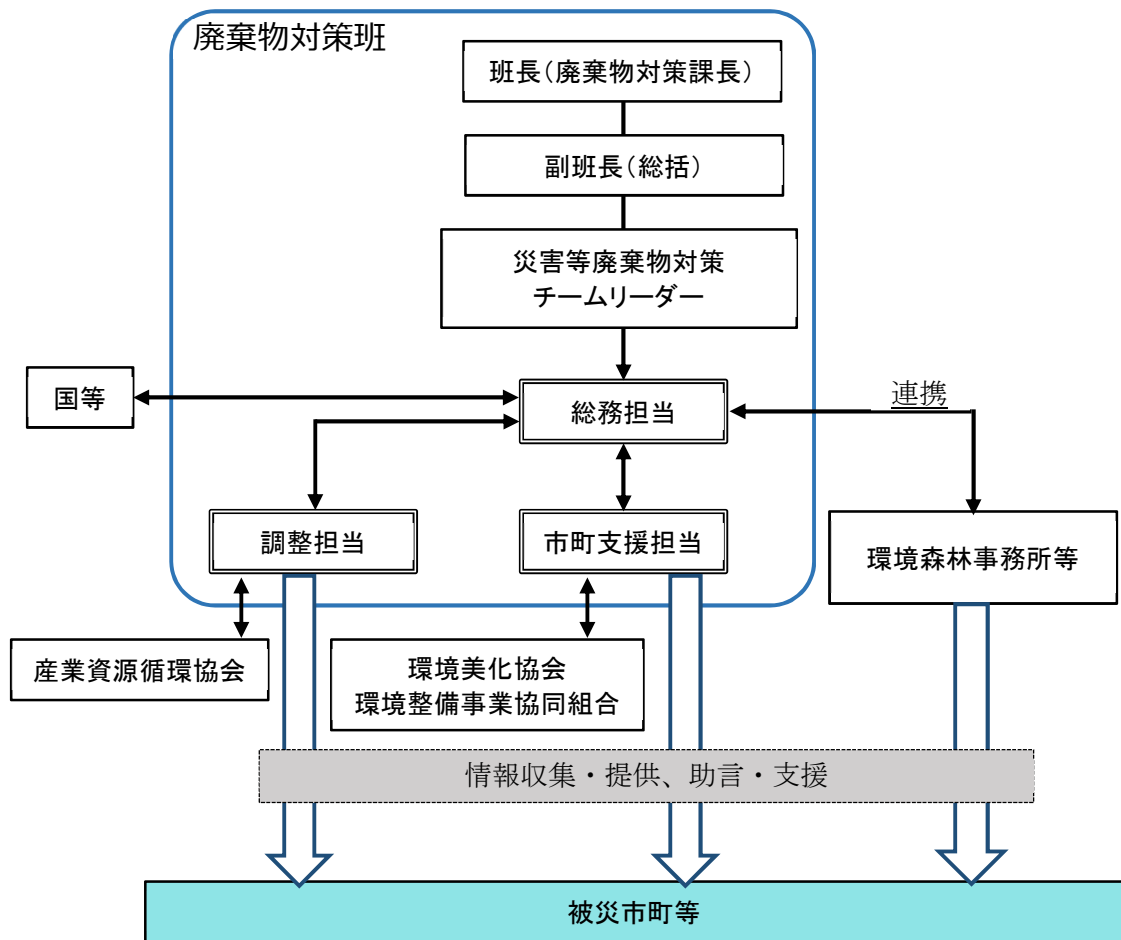


図1 内部組織体制のイメージ図

表1 廃棄物対策班・各環境森林（管理）事務所における役割

担当	通常業務での担当	内容
班長	課長	・ 指揮命令
副班長	総括	・ 指揮命令補佐 ・ 職員等の安否確認及び参集見込みの確認 ・ 組織体制の構築
災害等廃棄物対策 チームリーダー	災害等廃棄物対策 チームリーダー	・ 指揮命令補佐 ・ 組織体制の構築補佐

担当	所属での主な割振	内容
総務担当	◎災害等廃棄物対策チーム ○企画推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対本部、庁内関係部署との連携</li> <li>・ 国との連携・調整及び現場パトロールへの同行</li> <li>・ 災害廃棄物対策全体の進捗管理</li> <li>・ 情報の取りまとめ及び関係機関との共有</li> <li>・ 公用車の確保</li> <li>・ 連絡体制の確認</li> <li>・ 災害廃棄物処理に係る広報</li> <li>・ 視察対応</li> <li>・ 県災害廃棄物処理実行計画・処理方針の策定</li> <li>・ 被災市町から事務を受託する場合の調整</li> </ul>
調整担当	◎審査指導班 ○災害等廃棄物対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業資源循環協会との協定に関する連絡・調整</li> <li>・ 産業廃棄物処理施設に係る技術的助言</li> </ul>
市町支援担当	◎廃棄物対策担当 ○災害等廃棄物対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町等への被害状況及びニーズ等に係る聞き取り調査</li> <li>・ 被災市町等へのフェーズに応じた情報提供</li> <li>・ 環境美化協会及び環境整備事業協同組合との協定に関する連絡・調整</li> <li>・ 被災していない市町等の処理余力調査</li> <li>・ 市町等の相互応援協定に関する連絡・調整</li> <li>・ 災害廃棄物処理全般に係る技術的助言</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設に係る技術的助言（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第9条の3の2に関する対応を含む）</li> <li>・ 市町災害廃棄物処理実行計画等の策定支援</li> <li>・ 補助金及び公費解体に係る説明会の調整・実施</li> <li>・ 解体費用等の参考価格の提示</li> <li>・ 模擬査定の実施</li> <li>・ 災害査定の調整</li> </ul>
環境森林事務所等	環境対策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内指揮命令</li> <li>・ 職員等の安否確認及び参集見込みの確認</li> <li>・ 課内組織体制の構築</li> <li>・ 現場パトロール後の市町への助言</li> </ul>
	担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場パトロール</li> <li>・ 民間処分事業者の被災情報等の収集</li> <li>・ 各種協定に基づきマッチングした際の市町と当該民間処分事業者との協議への立会い、助言</li> <li>・ 廃棄物処理法第15条の2の5に関する対応</li> <li>・ 廃棄物処理法第9条の3の3に関する対応</li> <li>・ 補助金及び公費解体に係る説明会の調整・実施の補助</li> </ul>

※ ◎：主担当、○：副担当（職員の参集状況によっては、横断的な割り振りを行う）

## 4 マニュアルの見直し

県は、上位計画等の見直しや、今後実施する訓練や実際の災害対応から得られる課題等を踏まえ、適宜、マニュアルの見直しを行う。



## 第2章 災害時の対応

資料については、災害ごとに状況や求められる事項が異なることから、参考に示すもの

### 1 組織体制の構築

発災後（水害等、災害が事前に予測できる場合は、その時点）速やかに、各職員の安否確認や参集状況の把握を行うとともに、廃棄物対策班の中に3つの担当を置き、環境森林事務所等と連携・協力し、災害廃棄物の処理体制を確立する。

なお、総務担当から特別の指示がない限り、各担当及び環境森林事務所等は、**資料14**のチェック表に基づく、情報共有等の手法をとることとする。

#### <当日>

##### (1) 職員の安否確認

- 各職員は、自らの安全を確保する
- 総括及び環境森林事務所等の環境対策課長は、職員（家族を含む）の安否を確認する

##### (2) 参集見込みの確認

水害時は事前に実施

- 総括及び環境森林事務所等の環境対策課長は、初動に必要な人員の参集見込みを把握・集計し、**資料1**に業務対応者を割り当てる **資料1**

##### (3) 組織体制の検討

水害時は事前に実施

- 予め決められた内部組織体制に基づき、災害時組織体制へ移行する
- ※参集した職員で対応を開始
- ※管理職不在の場合には、代理者が指揮命令を実施

##### (4) 連絡手段の確認

水害時は事前に実施

- 総務担当は、予め整備した災害時緊急連絡先を再確認し、関係機関と共有する **資料2**

##### (5) 移動手段の確保

水害時は事前に実施

- 総務担当及び環境森林事務所等は、公用車を確保し、現場パトロールを行う体制を整える **資料1**

## 2 情報収集・提供

発災直後においては、被災市町等は仮置場の設置・運営や住民への広報など多忙な業務を行っており、被災の全体像が把握できないことが想定されるため、初動期においては、市町等に対する聞き取り調査は、県が支援を行うために必要とする最低限の情報とする。

### <当日>

<p>(1) 災対本部情報の収集</p> <p>水害時は事前に実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 総務担当は、災対本部の情報等により県内全体の被災状況を収集する（随時収集する）</p> <p>※被災箇所、被災家屋数、避難所所在地及び避難者数、ライフラインの被害状況、道路・橋梁等の被害状況</p> <p><input type="checkbox"/> 総務担当は、被災家屋数から災害廃棄物発生推計量及び仮置場必要面積を推計する（随時更新する） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span></p>
<p>(2) 参考情報の提供</p> <p>水害時は事前に実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 市町支援担当は、県内で大規模な被災の恐れがある場合には、市町等に対して参考となる情報を提供する</p> <p>※仮置場での留意点、応援協定の活用、廃棄物処理法における災害時の特例、ボランティアとの連携、補助金の活用等</p>
<p>(3) 聞き取り調査</p>	<p><input type="checkbox"/> 市町支援担当は、市町等に対し被災状況を確認するとともに、定期報告を依頼する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></p> <p><input type="checkbox"/> 環境森林事務所等は、総務担当の依頼に基づき民間処分事業者に対し被災状況を確認し、総務担当に報告する</p>
<p>(4) 現場パトロール</p>	<p><input type="checkbox"/> 環境森林事務所等は、現場の状況を踏まえ、安全に行える範囲で現場パトロールにより被災規模を把握する</p> <p><input type="checkbox"/> 環境森林事務所等は、パトロール結果について、総務担当に報告するとともに、適宜、市町に対して情報提供・助言等を行う <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料5</span></p>
<p>(5) 関係者との情報共有</p>	<p><input type="checkbox"/> 総務担当は、収集した情報を取りまとめ、関係者と共有する</p> <p>※課内、環境森林事務所等向け <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span>、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></p> <p>各市町等、民間事業者団体、国向け <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></p>
<p>(6) 住民等への広報</p>	<p><input type="checkbox"/> 総務担当は、県ホームページにおいて、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の設置状況、その他必要な情報について住民等へ広報する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料7</span></p>

< 2日目以降 >

<p>(1) 災対本部情報の収集  <small>水害時は事前に実施</small></p>	<p>□総務担当は、災対本部の情報等により県内全体の被災状況を収集する（随時収集する）  <small>※被災箇所、被災家屋数、避難所所在地及び避難者数、ライフラインの被害状況、道路・橋梁等の被害状況</small></p> <p>□総務担当は、被災家屋数から災害廃棄物発生推計量及び仮置場必要面積を推計する（随時更新する） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span></p>
<p>(3) 聞き取り調査</p>	<p>□市町支援担当は、定期報告を確認し、未提出の市町等に対し、聞き取り調査を行う <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></p>
<p>(4) 現場パトロール</p>	<p>□環境森林事務所等は、災対本部や共有された情報等を基に現場パトロールにより被災箇所（勝手仮置場、路上堆積箇所等）及び仮置場や集積場を確認する</p> <p>□環境森林事務所等は、パトロール結果について、総務担当に報告するとともに、適宜、市町に対して情報提供・助言等を行う <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料5</span></p>
<p>(7) 余力調査</p>	<p>□市町支援担当は、被災していない市町等に対し、処理余力等を調査する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料6</span></p> <p>□市町支援担当は、マッチング状況を管理し、市町等の余力を適宜見直す</p>
<p>(5) 関係者との情報共有</p>	<p>□総務担当は、収集した情報を取りまとめ、関係者と共有する  <small>※課内、環境森林事務所等向け</small> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span>、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span>  <small>各市町等、民間事業者団体、国向け</small> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></p>
<p>(6) 住民等への啓発</p>	<p>□総務担当は、県ホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の設置状況、その他必要な情報について住民等へ広報する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料7</span></p>

表2 県が支援のため最低限収集する情報及び目的

収集内容	目的
災害廃棄物の発生推計量	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、現場パトロールや支援の優先度を確認</li> <li>各市町は、直接応援の判断を行うために活用</li> </ul>
災害廃棄物の発生推計量 (市町からの報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表されている住家被害からは、分からない部分（稲わら等）を含めた数値を確認</li> </ul>
災害廃棄物の発生推計量 (被災家屋数からの推計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が災害廃棄物の発生推計量を過小に算出していないか県及び市町自ら確認</li> </ul>

収集内容	目的
仮置場での受入状況	・ 県は、県内の進捗管理に活用
仮置場名称（所在地）	・ 県は、現場パトロールする箇所を確認
使用率	・ 県は、仮置場の充足状況を確認
公表の有無	・ 県は、住民等へ周知する仮置場を確認
受入状況	・ 県は、県内の進捗管理に活用
その他集積所等の有無・回収状況	・ 県は、現場パトロールする箇所を確認
設置仮置場の有効面積/必要面積	・ 県は、仮置場の充足状況を把握し、県有地及び国有地の提供が必要か確認
処理施設の被害状況	・ 県は、生活ごみや災害ごみの処理方法・支援の必要性を確認
施設被災状況	
対応状況・復旧見込み	・ 各市町等は、直接応援の判断を行うために活用
仮設トイレの設置状況	・ 県は、し尿の処理方法・支援の必要性を確認
設置箇所名称（所在地）	・ 各市町等は、直接応援の判断を行うために活用
汲み取り状況	
支援ニーズ	・ 県は、関係機関との支援の調整に活用 ・ 各市町等は、直接応援の判断を行うために活用

### 3 支援・受援体制の構築

共有された情報を踏まえ、調整担当及び市町支援担当は、協定等に基づき、民間事業者団体等と応援が必要な業務量や場所などについて、調整等を行う。

環境森林事務所等は、適宜、マッチングした民間処分事業者と市町等の協議の場に立ち会い、助言を行う。

※ 具体的な協定手続の流れについては、**資料8**を参照

#### <当日>

##### (1) 民間事業者団体との調整

- 調整担当は、民間事業者団体を通じて応援可能な民間処分事業者の処理能力（被災状況）を確認する
- 調整担当及び市町支援担当は、把握した被災市町等の被災規模等を踏まえ、民間事業者団体と応援が必要になりそうな市町等及び業務について整理・調整しておく

##### (2) 受援体制の構築

- 総務担当は、環境省及び他県から当県へ支援の申し出があった場合には、執務ができる場所等を確保する
- 環境省職員の現場パトロールには、総務担当及び環境森林事務所等が同行する

< 2日目以降 >

(3) 支援の調整・斡旋	<p>□調整担当及び市町支援担当は、協定等に基づき、被災していない市町等や民間事業者団体と調整・応援を要請する</p> <p style="text-align: right;">資料8</p>
(4) 市町等と民間処分事業者間での協議	<p>□環境森林事務所等は、市町等の要望に基づき、マッチングした民間処分事業者と市町等との初回の協議に立ち会うとともに、技術的助言を行う（次回以降の協議には、状況に応じ立ち会うこととする）</p> <p>※協議に立ち会う場合は、被災市町等と日程等について調整の上で実施</p> <p>※廃棄物処理法に係る手続等について教示するほか、応援の内容に対する法令規制等について助言する</p>

表3 協定に基づく支援要請の優先順位及び担当窓口

被災市町のニーズ	優先順位	要請先	担当窓口
仮置場の人員・資機材	1	産業資源循環協会	審査指導班
	2	市町等	廃棄物対策担当
収集運搬（ごみ）	1	環境美化協会	廃棄物対策担当
	2	産業資源循環協会	審査指導班
	3	市町等	廃棄物対策担当
収集運搬（し尿）	1	環境整備事業協同組合	廃棄物対策担当
	2	市町等	廃棄物対策担当
処分（ごみ）	1	産業資源循環協会	審査指導班
	1	市町等	廃棄物対策担当
処分（し尿）	1	市町等	廃棄物対策担当

表4 国への支援要請

要請先	支援主体	連絡事項	実施内容
環境省 関東地方環境事務所	支援チーム (関東ブロック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣先市町</li> <li>業務内容及び必要人数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的支援 (主にマネジメント支援)</li> </ul>
	災害システムズ (D-Waste.Net)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援先の市町</li> <li>処理の品目及び数量 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分に係る支援</li> </ul>
	全都清 (D-Waste.Net)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式9のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬に係る支援</li> </ul>

## 4 損壊家屋等の解体撤去支援

全壊又は半壊と認定された家屋があることが確認された場合には、被災市町に対して、公費解体の実施の見込みとニーズを確認し、説明会を行うなど支援を行う。

### < 2週間以内 >

#### (1) 公費解体に係る説明会の開催

- 市町支援担当は、被災市町に対して公費解体等の実施の見込みとニーズを確認し、開催の判断を行う
- 市町支援担当は、環境省関東地方環境事務所等と開催日、場所等について調整する（原則、補助金説明会と併せて開催）
- 市町支援担当は、各市町等へ開催通知を通知し、出席者を確認の上、資料を必要部数準備する
  - ※資料内容については、環境省関東地方環境事務所と調整
- 市町支援担当は説明会を開催する

### < 1箇月以内 >

#### (2) 公費解体に係る参考単価の提示

- 市町支援担当は、解体費用とそれに伴う運搬費を算出し、被災市町へ提示する

## 5 災害報告書の作成支援

被災市町等に対して、補助金申請の見込みを確認し、説明会等の支援を行う。また、適宜、環境森林事務所等に応援を要請し、説明会の会場準備や現地査定時における査定官等の送迎・査定への同席等を行う。

### < 2週間以内 >

#### (1) 補助金説明会の開催

- 市町支援担当は、被災市町等に対して、補助金申請の見込みを確認し、開催の判断を行う
- 市町支援担当は、環境省関東地方環境事務所等と開催日、場所等について調整（原則、公費解体説明会と併せて開催）  
※参考：令和元年東日本台風では発災から13日後に2箇所で開催
- 市町支援担当は、各市町等へ開催通知を通知し、出席者を確認の上、必要部数資料を準備する  
※資料内容については、環境省関東地方環境事務所と調整
- 市町支援担当は、説明会を開催する  
※参考：令和元年東日本台風では1箇所2時間を目安に実施

### < 報告書提出の2週間前を目途 >

#### (2) ヒアリング

- 市町支援担当は、ヒアリング等の必要性を判断の上、各市町等とヒアリング日時、場所等について調整する  
※参考：令和元年東日本台風では1市町1時間程度
- 市町支援担当は、報告書の内容を確認し、修正依頼及び助言を行う 資料10
- ※ヒアリング時には、その他処理の進捗状況や支援ニーズについて聴取

### < 査定の2週間～1箇月前を目途 >

#### (3) 模擬査定

- 市町支援担当は、各市町等から模擬査定の実施希望を確認し、実施体制を構築する
- 市町支援担当は、希望する市町等と実施日、場所等について調整の上、模擬的に査定を行い、助言する 資料10

(4) 災害査定

- 市町支援担当は、環境省、財務省、市町等と日程等を調整する
- 市町支援担当は、査定会場の準備を行う 資料 11  
※カラープリンタ、FAX、パソコン、付箋、マーカー等
- 市町支援担当は、査定に同席する  
※県の役割（市町等のフォロー、記録、補正する場合の日程調整、県庁内で実施する場合は、その他コピー取り、湯茶提供）

## 6 処理業務の進捗管理

市町における災害廃棄物の処理状況を把握し、1日も早い処理完了に向け処理先の斡旋など市町を支援する。

(1) 県災害廃棄物処理  
実行計画・処理方  
針の策定

- 総務担当は、災対本部が設置された場合には、市町が迅速かつ適切に災害廃棄物を処理できるよう指針となる県災害廃棄物処理実行計画又は処理方針の策定の必要性を判断する
- 総務担当は、必要に応じて県災害廃棄物処理実行計画又は処理方針を策定する 資料 12

(2) 処理の進捗管理

- 総務担当は、市町における災害廃棄物の処理状況を把握し、県及び市町の災害廃棄物処理実行計画又は処理方針に従って進捗状況を確認し、遅延が見られる市町に対しては、支援ニーズを把握するとともに、必要な支援を行う 資料 13
- 環境森林事務所等は、資料 13からは得られない市町からの支援ニーズや情報等を察知した場合は、総務担当に報告するとともに、技術的な助言を行う